

労災保険

特別加入制度のしおり

中小事業主等

新規適用並びに現在ご加入の労働保険をそのまま当事業団に移行するだけで中小企業の事業主・役員等も労働者と同じ労災補償が得られます。



本 部 〒577-0803 東大阪市下小阪4-6-19
士業協同事務所 TEL 06-6730-3165 FAX 06-6730-3166

東京事務所 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-5 ローレル永田町
TEL 03-3592-1571 FAX 03-3592-1539

和泉事務センター 〒594-0004 大阪府和泉市王子町1020-4 トーホービル2F
TEL 0725-45-5423 FAX 0725-45-9786

★ 特別加入制度について ★

「中小事業主」「法人の役員」「家族従事者」等は通常労災保険の対象者とはなりません。しかし、その業務の実態等により労働者に準じてその業務災害に関して保護を与えるにふさわしい人びとがいます。そこで労災保険本来のたてまえをそこなわない範囲で、労災保険の利用をみとめようとするのが特別加入の制度です。

この制度を利用するには、当事業団に事務処理を委託することが必要です。

労 災 保 険 率 表

特別加入保険料算定基礎額表

主な業種例

業 種	1000分の	業 種	1000分の
採石業	69	金属製品製造業	14
建築事業（一般）	17	メッキ業	8.5
機械の組立、組み付業	16	機械器具製造業	7
食料品の製造業	7	電気機械器具製造業	5
繊維工業	5.5	輸送機械器具製造業	5.5
たばこ等製造業	5.5	計量器、光学機械製造業	5
木材木製品の製造	21	その他の製造業	8
印刷又は製本業	5	同物取扱い事業	13
ガラス、セメント製造業	7.5	その他の各事業	5
調物業	18	(即、小売、サービス業、食業、クリーニング、貿易、印刷…)	

給付基礎月額	保険料算定基礎額
20,000円	7,300,000円
18,000円	6,570,000円
16,000円	5,840,000円
14,000円	5,110,000円
12,000円	4,380,000円
10,000円	3,650,000円
9,000円	3,285,000円
8,000円	2,920,000円
7,000円	2,555,000円
6,000円	2,190,000円
5,000円	1,825,000円
4,000円	1,460,000円
3,500円	1,277,500円

保険料＝保険料算定基礎額×労災保険率

保険料算定基礎額＝給付基礎月額×365日（一年間）

	業務災害に関するもの	通勤災害に関するもの
保 険 給 付	療養補償給付	療 養 給 付
	休業補償給付	休 業 給 付
	障害補償給付	障 害 給 付
	遺族補償給付	遺 族 給 付
	葬 祭 料	葬 祭 給 付
	傷害補償年金	傷 病 給 付
特 別 支 給 金	休業特別支給金・傷病特別支給金 障害特別支給金・遺族特別支給金	

労働保険料の計算例

小売業を営んでいる事業主が基礎月額10,000円の場合、
 $10,000 \times 365 = 3,650,000$ 円
 $3,650,000 \times 1000分の5$ （小売業・その他の各種事業）＝18,250円
 年間特別加入保険料は21,900円となります。
 1ヶ月当たりですと、1,520円です。

●事業主・役員・家族従事者の労災加入で毎日が安心

★担当者がお伺いし、ご相談に応じております。